

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(個人) 本人用)	
大阪地方裁判所執行官 殿	
事件番号	☐ 平成 年()第 号 物件番号
私は、暴力団員等ではありません。	
私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。	
☐	自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。
(陳述書作成日) 令和 年 月 日	
買受申出人(個人)	住所
	(フリガナ)
	氏名
	性別 ☐ 男性 ☐ 女性
生年月日	☐ 昭和 年 月 日 ☐ 平成 ☐ 西暦

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が個人の場合のもので、法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合(未成年者の親権者など)は、買受申出人(個人)法定代理人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(住民票等)を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(法人) 代表者用)	
大阪地方裁判所執行官 殿	
事件番号	☐ 平成 年()第 号 物件番号
当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。	
当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。	
☐	自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。
(陳述書作成日) 令和 年 月 日	
買受申出人(法人)	法人の所在地
	法人の名称
	代表者氏名
	役員 別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が法人の場合のもので、個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

(別紙)

※該当する□にチェックを入れてください。

買受申出人(法人)の役員に関する事項	
1	住所
	(フリガナ)
	氏名
	性別 ☐ 男性 ☐ 女性
2	生年月日
	住所
	(フリガナ)
	氏名
3	性別 ☐ 男性 ☐ 女性
	生年月日
	住所
	(フリガナ)
4	氏名
	性別 ☐ 男性 ☐ 女性
	生年月日
	住所

注 意

- 買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 役員全員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 役員5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 9 月 19 日

大阪地方裁判所第 14 民事部

裁判所書記官 安 達 正 彦

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 10 月 6 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 10 月 14 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 10 月 21 日 午前 9 時 30 分 場 所 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎 3 階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 11 月 4 日 午前 10 時 00 分 場 所 大阪地方裁判所第 14 民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによります。 (1) 当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り、買受けを申し出ることができます。
一般の閲覧に供するため、令和 7 年 9 月 19 日午前 9 時から入札期間最終日午後 4 時 30 分まで物件明細書、現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎 3 階物件明細閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 6 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	2, 510, 000 2, 008, 000	一括	510, 000	13, 549	4, 570
1	1, 190, 000				
2	1, 320, 000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 大阪市港区八幡屋二丁目 |
| | 地 番 | 1 番 1 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 31.20平方メートル |
| 2 | 所 在 | 大阪市港区八幡屋二丁目1番地13 |
| | 家屋 番号 | 1 番 1 3 |
| | 種 類 | 店舗兼居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 25.19平方メートル
2階 25.19平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 8月12日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 安 達 正 彦

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件債務者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 大阪市港区八幡屋二丁目 |
| | 地 番 | 1 番 1 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 31.20平方メートル |
| 2 | 所 在 | 大阪市港区八幡屋二丁目1番地13 |
| | 家屋 番号 | 1 番 1 3 |
| | 種 類 | 店舗兼居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 25.19平方メートル
2階 25.19平方メートル |



令和 6年(ヌ)第 189号
令和 6年11月 1日受理
令和 年 月 日提出

6.11.26

現況調査報告書

大阪地方裁判所

執行官 吉 野 弘 高

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 大阪市港区八幡屋二丁目 |
| | 地 番 | 1 番 1 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 1 . 2 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 大阪市港区八幡屋二丁目 1 番地 1 3 |
| | 家屋 番号 | 1 番 1 3 |
| | 種 類 | 店舗兼居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 2 5 . 1 9 平方メートル
2 階 2 5 . 1 9 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	大阪市港区八幡屋2丁目1-8		
土地	物件 1		
現況地目	☒ 宅地(物件 1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	その他の事項(3枚目)のとおり		
建物	物件 2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を店舗・住居(空家)として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	その他の事項(3枚目)のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

(表札等の表示)

目的建物の前面商店街のアーケードに債務者の屋号の看板が存在した。

(目的土地の状況)

- 1、目的土地の形状は、概ね土地建物位置関係図のとおりである。
- 2、目的土地は、目的建物の敷地部分となっている。

(目的建物の状況)

- 1、目的建物の形状は、概ね間取略図の記載のとおりである。
- 2、目的建物内は、老朽化が著しく進んでいる状態であった。
- 3、1階南西側の内壁及び天井には、穴が空いている箇所が存在した。
- 4、階段は壊れており、2階まで上がることは不可能な状態であった。
- 5、目的建物は、北西側隣接建物と接着していた。
- 6、目的建物は、港中央市場商店街の中に存在している。

(接面道路の状況)

目的物件の東側接面道路は、建築基準法42条1項1号の道路である。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■債務者の妻	1、目的建物は、使っておらず荷物だけ置いています。 2、目的建物は、階段が壊れており2階に上がることはできません。 3、2階部分は、全体が1個の和室になっています。 4、2階の屋根は壊れています。
■港中央市場商店街の世話役（組合元役員）	1、港中央市場商店街の協同組合は解散しました。 2、商店街の電気代については、各店舗が店舗前の部分の電気代を負担しています。 3、現在は、商店街の会費等の徴収はありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6年11月 1日 12:50-13:00	大阪法務局北出張所	公簿・公図関係調査
6年11月 1日 12:20-12:30	大阪市役所	道路関係調査
6年11月 7日 12:50-13:00	物件所在地	目的物件外観調査
6年11月 8日 : - :	執行官室	所有者に照会書送付
6年11月20日 13:30-14:10	物件所在地	目的物件立入調査、評価人帯同、債務者の妻より事情聴取、商店街元役員より事情聴取
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

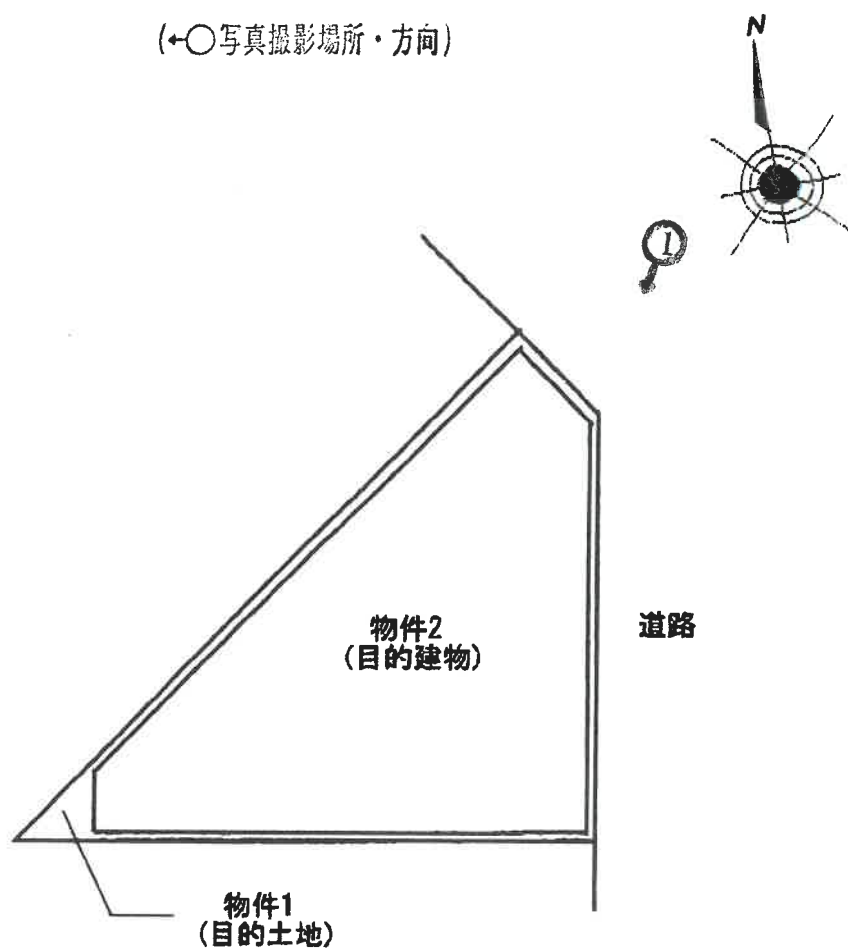
☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

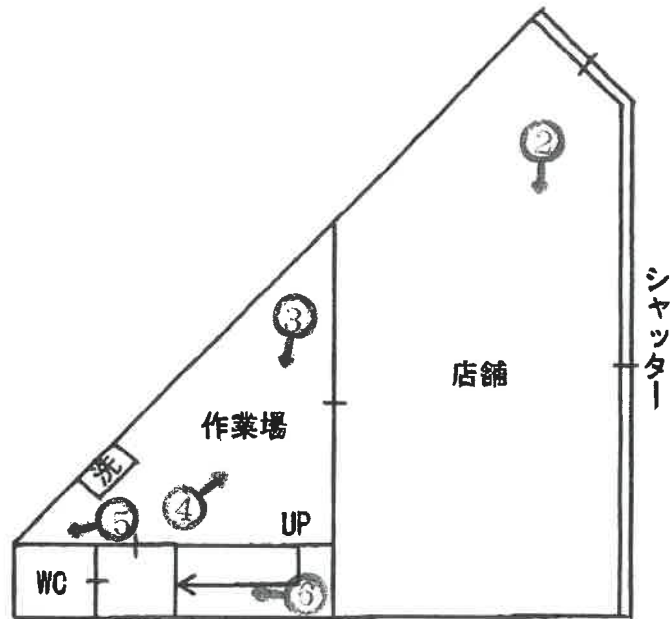
土地建物位置関係図

(←○写真撮影場所・方向)

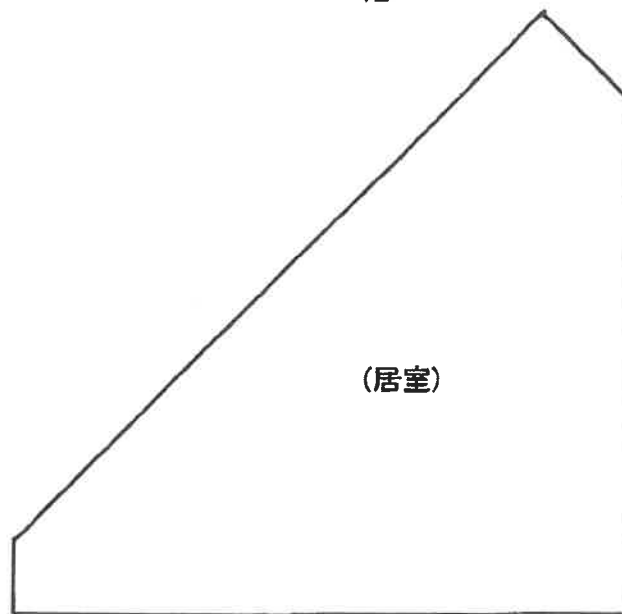


間取略図

○写真撮影場所・方向)



1階



2階

※階段が損壊しており、2階へは立ち入りできなかった。
所有者陳述により「居室」とのことであった。



①



②



③



④



⑤



⑥

令和6年（又） 第189号
令和6年11月20日 現地調査
令和6年12月3日 評 価

大阪地方裁判所 第14民事部 御中

評 価 書
(土地付建物)

評価人 不動産鑑定士

八木正美

第1 評価額

一 括 価 格	
金 2,510,000円	
内 訳 価 格	
物件 1	金 1,190,000円
物件 2	金 1,320,000円

- 1 一括価格は、物件1，2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	特記事項記載のとおり
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	特記事項記載のとおり
番号	特 記 事 項		
1	現地を計測したところ、概測数量と登記数量は概ね一致した。形状は概ね土地建物位置関係図のとおりであった。		
2	① 目的建物は北西側隣接建物と外壁が接着しており、外観上戸境壁・柱・梁の位置関係は不明であった。 ② 目的建物の階段は壊れており、2階まで上がることは不可能な状態であった。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	大阪メトロ中央線 朝潮橋駅 南西方 道路距離 約550m (別添「位置図」参照)		
付近の状況	小売店舗等が建ち並ぶアーケード商店街		
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域	
	用途地域	近隣商業地域	
	建ぺい率	80%	
	容積率	300%	
	防火規制	準防火地域	
画地条件	規模	31.20㎡	
	形状	ほぼ三角形	
	間口・奥行	間口(東辺) 約5.9m・奥行(南辺) 約8m	
	高低差等	概ね等高接面	
接面道路の状況	東側	幅員約4m市道(建築基準法42条1項1号)	
	接道状況	中間画地	
土地の利用状況等	現況	店舗兼住宅	
	東側	道路	
	西～北側	店舗兼住宅	
	南側	店舗兼住宅	
供給処理施設	上水道	あり	目的物件について左記供給処理施設の稼働状況等については未確認である。
	ガス配管	あり	
	下水道	あり	
	(注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、「施設管」という。)が通っており、通常で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。 「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。		
土壌汚染等	目的土地の旧土地台帳写からは市街宅地、宅地の登記地目、法人、個人の所有者名の履歴が確認された。過去の住宅地図によると、目的土地は昭和30年代後半から、港中央市場という商店街の中に位置し、小売業を営む店舗兼住宅として利用されていたものと推定される。土壌汚染の有無及びその内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による調査を要する。		
特記事項	特になし。		

2 建物の概況及び利用状況等（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存耐 用年数等	建築年月日 経過年数 経済的残存耐用年数	(登記記載) 昭和34年6月10日新築 約66年 約0年
仕 様	構 造	木造
	屋 根	瓦葺
	外 壁	吹付等
	内 壁	板貼等
	天 井	板貼等
	床	土間コンクリート等
	設 備	電気、給排水設備等
床面積（現況）	延 50.38㎡ 増築はなく、登記と現況数量は同じである。	
現況用途等	階 層	2階建
	現況用途	1階…店舗、2階…居宅
	間取り	間取略図参照
品 等	劣る	
保守管理の状態	劣る	
建物の利用状況	現況調査報告書参照。	
特 記 事 項	① 建築確認（無）、検査済証（無） ② 設備機器の作動の状況は未確認である。 ③ 1階南西側の内壁及び天井には穴があいている箇所が存在した。 ④ 債務者の妻の陳述によると屋根が壊れているとのことであった。 ⑤ 目的建物は全体的に著しく老朽化が進んでいる状態であった。 ⑥ 目的建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) (千円未満四捨五入) オ (ア×イ×ウ×エ)
1	165,000	0.85	31.20	0.90	3,938,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 大阪港5-3

公示価格等 208,000円/㎡ × 時点修正 100.5/100 × 標準化補正 100/100 × 地域格差 100/127 = 標準画地価格 165,000円/㎡

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：	接面	規模	形状	その他	総合（相乗積）
	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

◇地域格差：	街路	接近	環境	行政(基準容積率)	総合（相乗積）
	1.04	1.01	1.20	1.01	1.27

イ 個別格差：	接面	規模	形状	その他	総合（相乗積）
	1.00	1.00	0.85	1.00	0.85

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) (千円未満四捨五入) エ (ア×イ×ウ)
2	150,000	50.38	0.03	227,000

ウ 現価率

経過年数 約66年

経済的残存耐用年数 約0年

観察減価 50%

残価率 5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\text{現価率} = \{ \text{残価率} 5\% + (1 - 0.05) \times \text{経済的残存耐用年数} 0 \text{年} / (\text{経過年数} 66 \text{年} + \text{経済的残存耐用年数} 0 \text{年}) \} \times (1 - 0.5) \\ = 0.03$$

※観察減価は維持管理状況及び中古建物に係る市場の特性等を考慮して査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ウ (ア×イ)
1	3,938,000	0.50	法定地上権	1,969,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) (円) カ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) キ [(ア-イ) × ウ × エ × オ × カ]
1	3,938,000	- 1,969,000		0.86	0.70		1,190,000
2	227,000	+ 1,969,000	1.00	0.86	0.70	0	1,320,000
一括価格 (合計)							2,510,000

ウ 占有減価

本件の場合不要。

エ 市場性修正

以下の減価要因を考慮して、市場性修正率として0.86(①×②)を乗じた。

- ① 北西側隣地建物と接着しており、建替や維持管理等に制約を受ける可能性があること。(0.9)
- ② アスベスト含有建材が使用されている可能性を否定できないこと。(0.95)

オ 競売市場修正

第2の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

カ その他の控除減価 (敷金等)

本件の場合不要。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格（大阪港5-3）

所 在 : 大阪市港区八幡屋1丁目15番3 「八幡屋1-15-2」
価 格 : 208,000円/㎡
位 置 : 大阪メトロ中央線「朝潮橋」駅の南西方約480m（道路距離）
価格時点 : 令和6年1月1日
地 積 : 67㎡
供給処理施設 : 水道・ガス・下水
接面街路 : 東 11m 市道
用途指定等 : 近隣商業地域、準防火地域
建蔽率80%・容積率300%
地域の概要 : 小売店舗、飲食店が建ち並ぶ商業地域

2 固定資産税評価額（令和6年度）

物件1 : 3,335,000円
物件2 : 412,000円

第7 附属資料

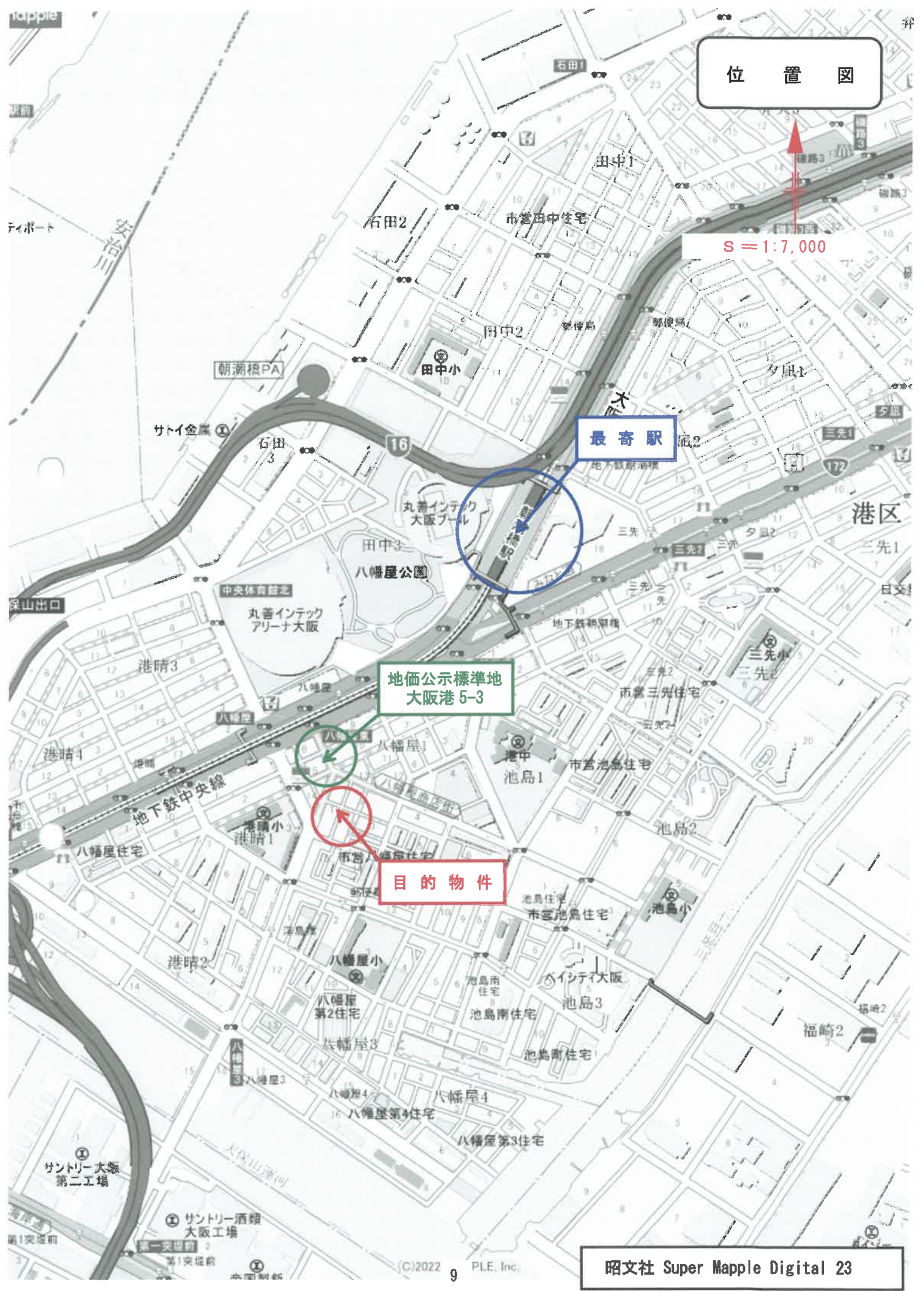
- 1 受命物件の位置図
- 2 公図写
- 3 換地確定図写
- 4 土地建物位置関係図
- 5 建物図面・各階平面図写
- 6 間取略図

以 上

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 大阪市港区八幡屋二丁目 |
| | 地 番 | 1 番 1 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 1. 2 0平方メートル |
| 2 | 所 在 | 大阪市港区八幡屋二丁目1番地13 |
| | 家屋 番号 | 1 番 1 3 |
| | 種 類 | 店舗兼居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 2 5. 1 9平方メートル
2階 2 5. 1 9平方メートル |





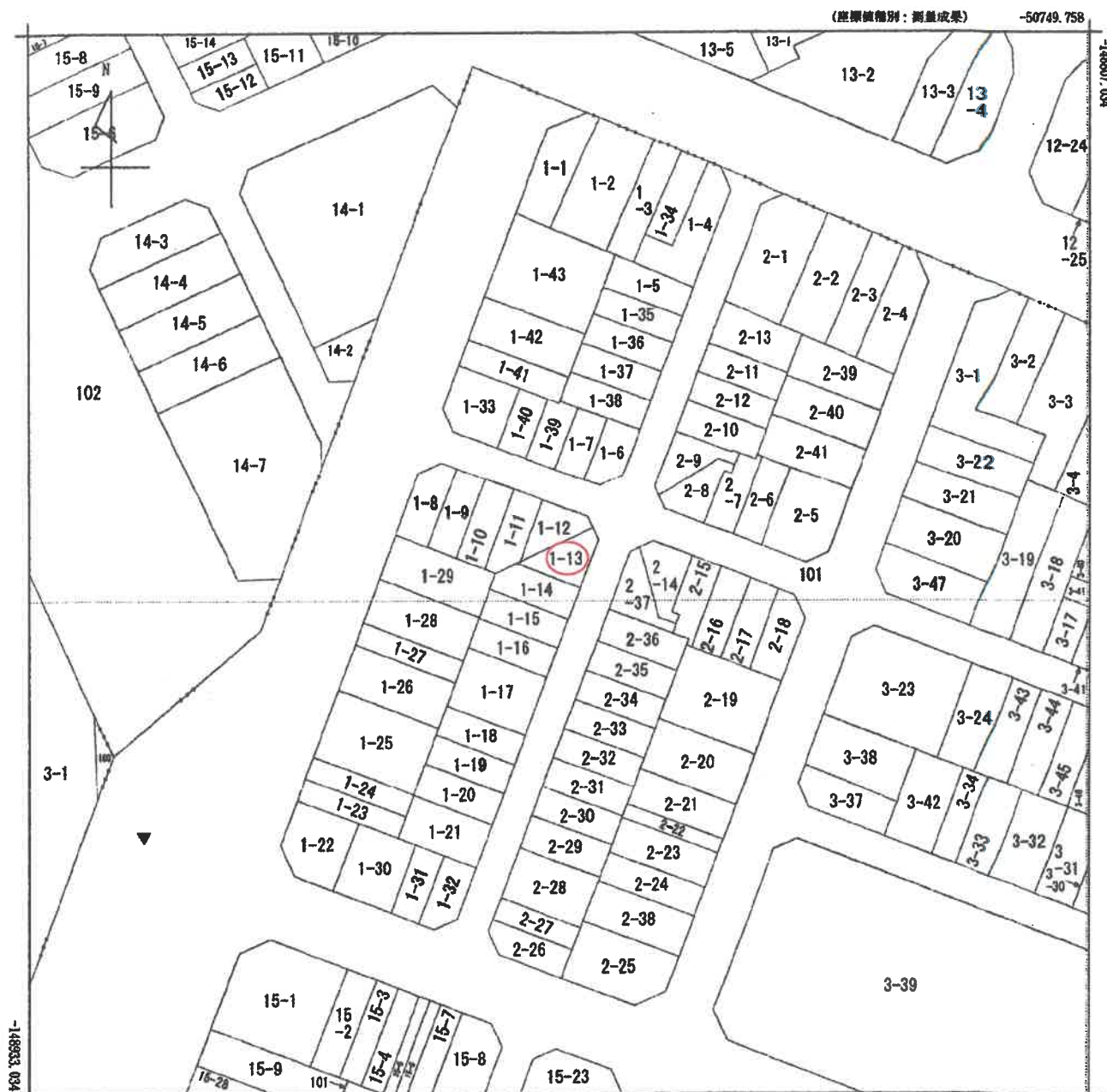
位置図

S = 1:7,000

最寄駅

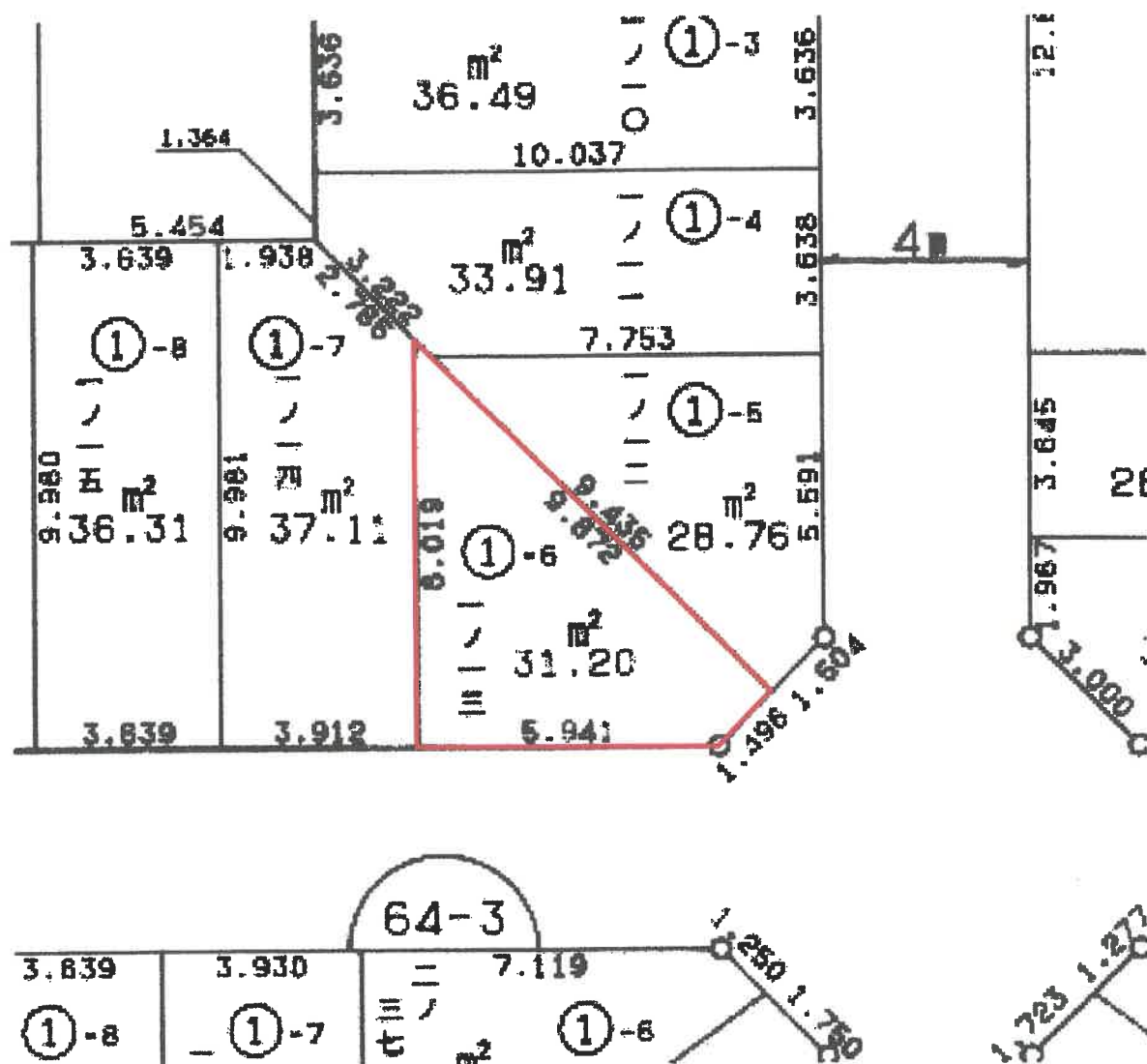
地価公示標準地
大阪港 5-3

目的物件

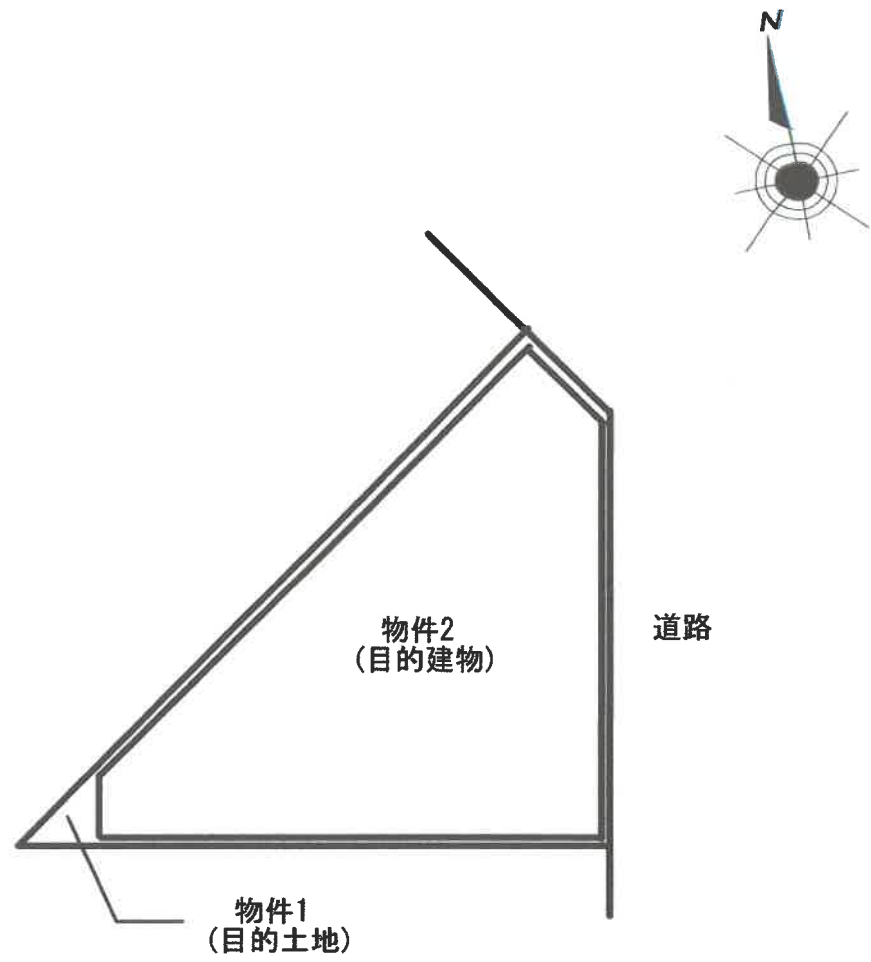


請 求 部 分	所 在 大阪市港区八幡屋二丁目					地 番 1番13			
出 力 尺 寸	1/500	精 度 区 分	甲二	座標系又 番号は記号	VI	分 類	地図に準ずる図面（街区成果B）	種 類	街区基本調査成果図
作 成 年 月 日	平成19年8月				備 付 年 月 日 (原図)	平成21年10月2日		補 事 記 項	

換地確定図



土地建物位置関係図



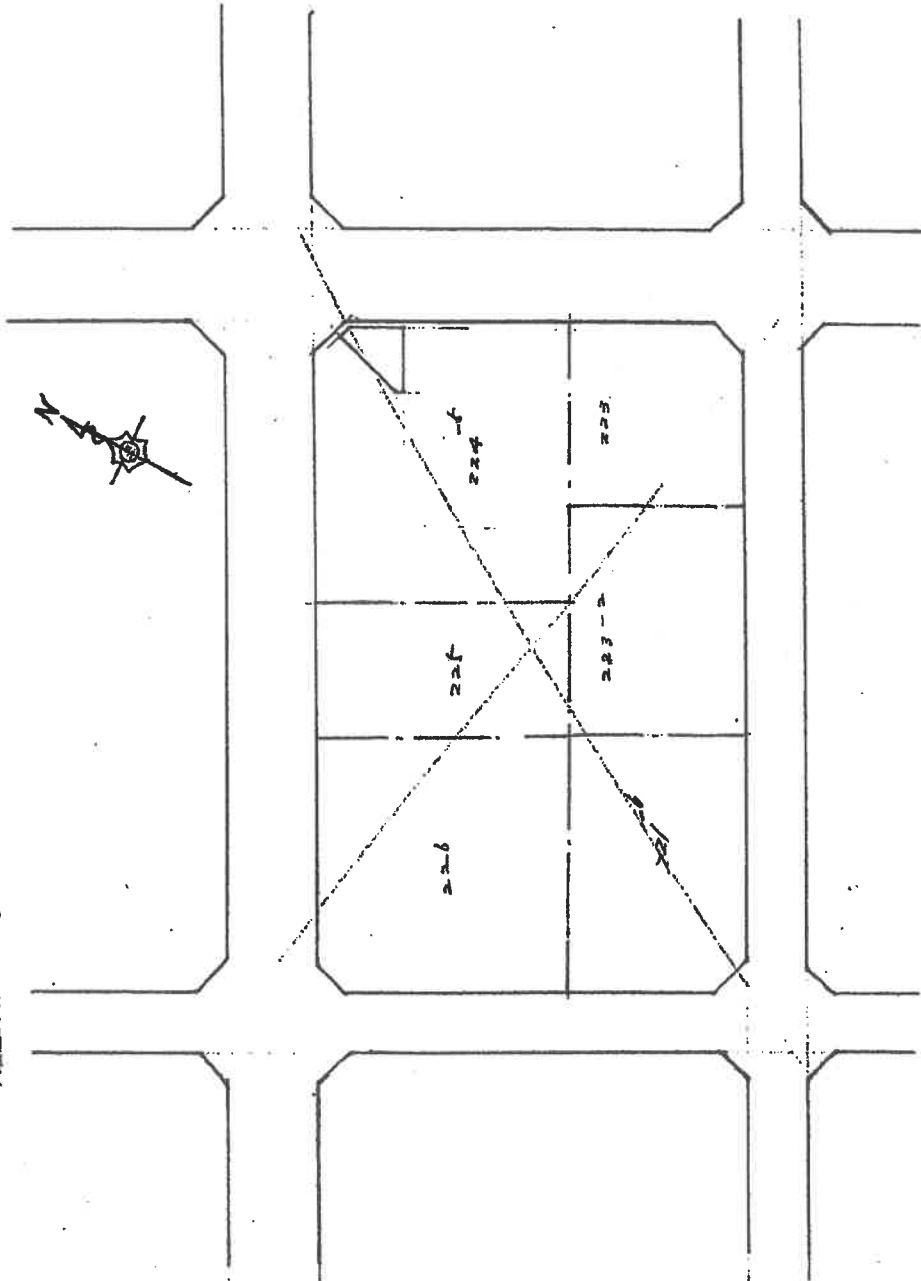
登記年月日：昭和37年9月10日

932897

建物図面

S37.9.10 ⑤

家屋番号	224-2-1-13
建物の所在	八幡区2丁目1-13
作製年月日	昭和37年9月10日
作製者	
申請人	



縮尺 1/1000

(縮小印刷)

0

地図整理番号：W7807 (1/2)

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(千葉県税務局北出窓所管線)

令和6年9月11日 東京税務局

登記官

登記年月日：昭和37年9月10日

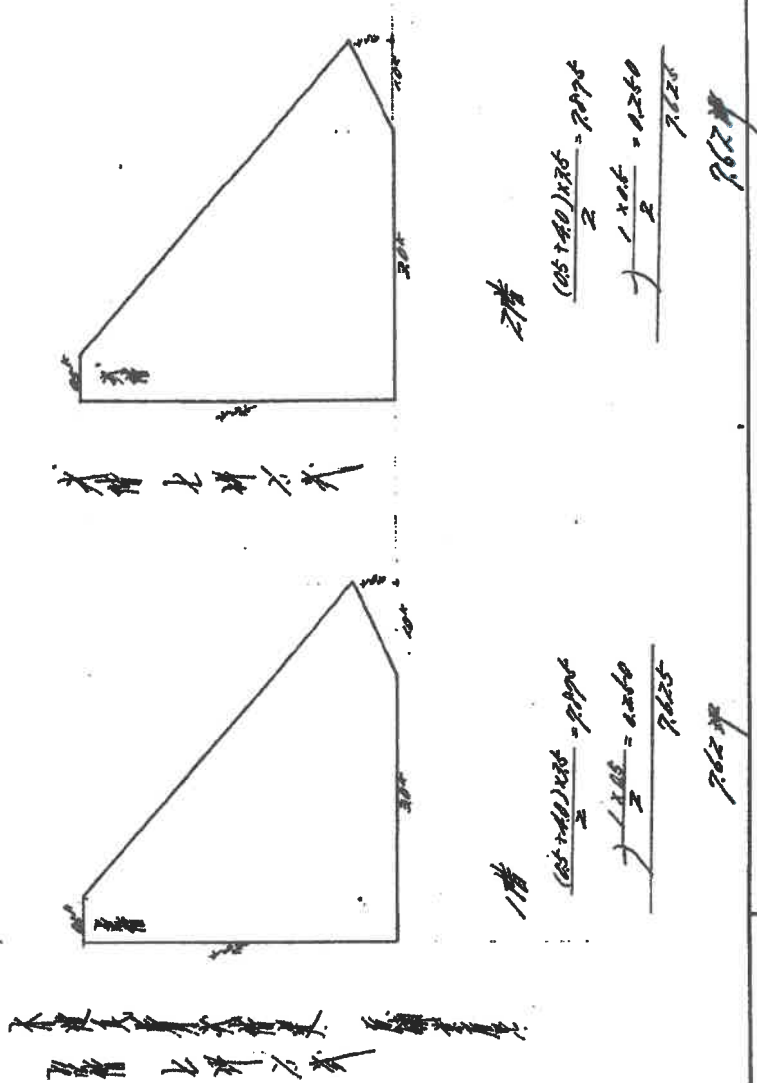
932898

537.9.10 (2)

各階平面図

家屋番号	224m5-2-1-13
建物の所在	八幡2丁目 1-13

昭和 37 年 9 月 10 日	作製年月日
作製者	申請人



縮尺	1/100
----	-------

(単位: メートル)

地図整理番号: W77807 (2/2)

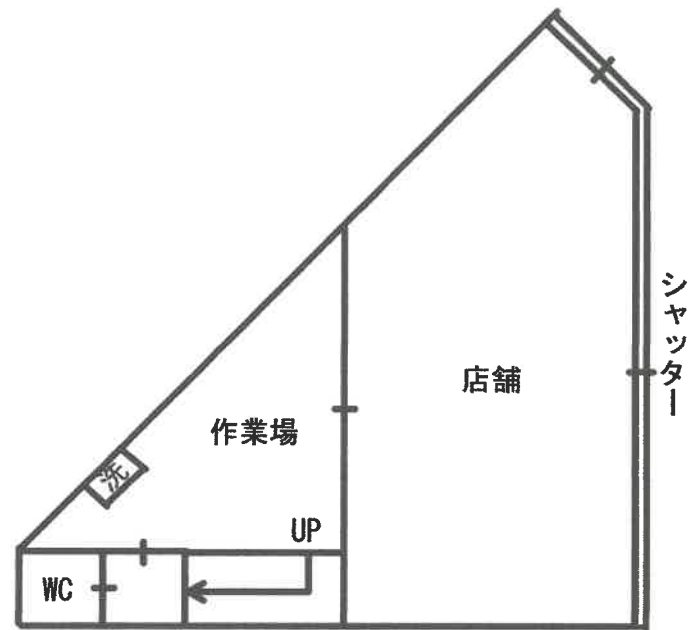
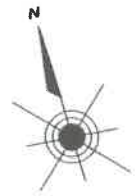
これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(大阪府府庁北出事務所管轄)

令和6年9月11日 東京法務局

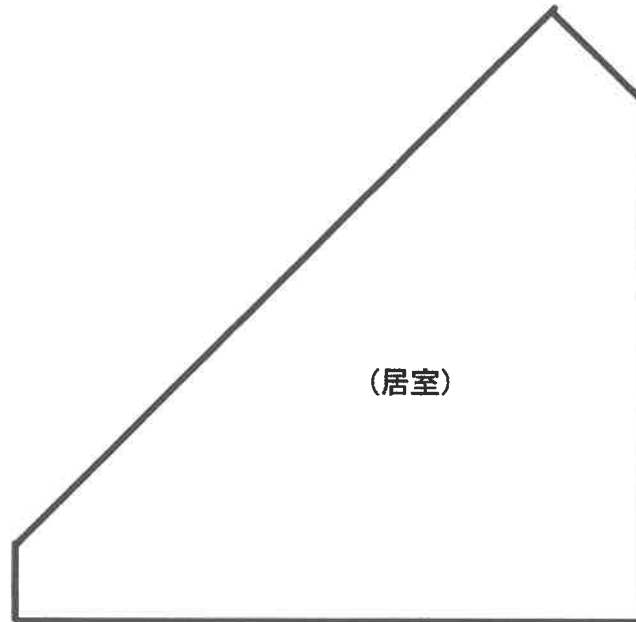
登記官

A3をA4に縮小

間取略図



1階



2階

※階段が損壊しており、2階へは立ち入りできなかった。
所有者陳述により「居室」とのことであった。